

箕面市犯罪被害者等支援事業実施要綱

(令和五年三月二十九日箕面市訓令第十九号)

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
 - 第二章 見舞金の支給(第四条―第八条)
 - 第三章 日常生活支援(第九条―第十七条)
 - 第四章 居住の安定に向けた支援(第十八条―第二十四条)
 - 第五章 雑則(第二十五条―第三十条)
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この要綱は、箕面市犯罪被害者等支援条例(令和五年箕面市条例第五号。以下「条例」という。)第八条から第十一条までの規定に基づき、市が行う犯罪被害者等の支援事業(以下「支援事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 市民 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる者であつて、やむを得ず本市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住しているものをいう。

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

ロ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十
一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた
者

ハ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第
二条に規定する児童虐待を受けていた者

ニ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第三項に規定する高齢者虐
待を受けていた者

ホ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
（平成二十三年法律第七十九号）第二条第二項に規定する障害者虐
待を受けていた者

ヘ その他本市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身
体に危害を受けるおそれのある者

二 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（刑
法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条
第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、
同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為
を除く。）をいう。

三 犯罪被害 犯罪等による被害をいう。ただし、被害届を警察に提出
することが困難であると市長が認める場合を除き、被害届が受理され
ているものに限る。

四 犯罪被害者 犯罪等が行われた時に市民であった者で、当該犯罪等
により犯罪被害を受けたものをいう。

五 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族（以下「遺族」という。）
又は家族（以下「家族」という。）をいう。

六 傷病 医師により全治一月以上の療養かつ三日以上の入院を要すると診断された負傷又は疾病（医師により一月以上の療養を要し、かつ、三日以上労務に服することができないと診断された精神疾患を含む。）をいう。

（遺族又は家族の範囲）

第三条 遺族又は家族は、犯罪被害者の被害当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は大阪府パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱に基づくパートナーシップの宣誓の証明等の公的な証明を受けていた性的マイノリティのパートナーシップ関係にあった者を含む。）

二 犯罪被害者の子（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、主として当該犯罪被害者の収入によって生活を維持していた者

三 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

第二章 見舞金の支給

（見舞金の支給対象者）

第四条 条例第八条の規定により、見舞金の支給を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ当該各号に定める者とする。ただし、第一号又は第二号に該当する者のうち、過失による交通事故等の被害を受けた犯罪被害者等については、当該被害に対して公的な補償を受けることができないうちに限り、見舞金の支給を受けることができる。

- 一 遺族見舞金 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の遺族
- 二 傷病見舞金 犯罪被害により傷病を負った犯罪被害者であつて、第六条に規定する申請の時点において市民であるもの

2 前項第一号の者が見舞金の支給を受ける順位は、第三条各号に掲げる順序とし、同条第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の額)

第五条 前条第一項各号に掲げる見舞金の額は、次の各号に定めるところによる。

- 一 遺族見舞金 三十万円
- 二 傷病見舞金 十万円

2 前項の規定にかかわらず、傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該傷病見舞金の支給に係る犯罪等に起因して死亡した場合の遺族見舞金の額は、二十万円とする。

3 第一項の規定にかかわらず、箕面市災害見舞金等支給条例（昭和四十三年箕面市条例第十八号。以下この項において「災害見舞金条例」という。）の規定に基づく見舞金の支給を受けた後において、当該災害が犯罪等に起因するものと判明した場合の見舞金の額は、次の各号に定めるところによる。

- 一 遺族見舞金 三十万円から災害見舞金条例第五条第一号の額（同条第二号の規定により算定された見舞金の支給を受けていた場合にあつては、当該支給額を加算した額）を控除した額とする。
- 二 傷病見舞金 十万円から災害見舞金条例第五条第二号の規定により算定された支給額を控除した額とする。

(見舞金の支給申請)

第六条 見舞金の支給を受けようとする者（以下この条及び次条において

「申請者」という。）は、箕面市犯罪被害者等支援申請書（様式第一号）に犯罪被害に関する申立書（様式第二号）及び次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

一 遺族見舞金 次に掲げる書類

イ 犯罪被害者の消除された住民票の写しその他の当該犯罪等が行われた時に市民であったことを証する書類

ロ 犯罪被害者の死亡診断書の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類

ハ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

ニ 申請者が、婚姻又は養子縁組の届出をしていないが犯罪被害者として事実上婚姻関係又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

ホ その他市長が必要と認める書類

二 傷病見舞金 次に掲げる書類

イ 犯罪被害者の住民票の写しその他の当該犯罪等が行われた時に市民であったことを証する書類

ロ 犯罪被害者の傷病の状態を確認することができる書類

ハ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該犯罪被害による死亡若しくは傷病の発生を知った日から二年を経過したとき又は当該死亡の日若しくは傷病が発生した日から七年を経過したときは、することができない。ただし、申請期間内に申請しなかったことについて、当該犯罪等の加害者により

身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第七条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに見舞金の支給の可否を決定し、箕面市犯罪被害者等支援審査結果通知書(様式第三号)により申請者に通知するものとする。

(見舞金の支給)

第八条 市長は、前条の規定により見舞金の支給を決定したときは、箕面市犯罪被害者等支援審査結果通知書を送付した日後速やかに当該見舞金を支給するものとする。

第三章 日常生活支援

(カウンセリングの実施)

第九条 市長は、条例第十条の規定により、犯罪被害者等の精神的な被害を軽減し、又は早期に回復することができるよう心理学に関する専門的な知識及び技術を有するカウンセラーによるカウンセリングを行うものとする。

2 カウンセリングの相談内容は、次に掲げるものとする。

一 心又はからだに関する悩み

二 家族関係の問題

三 職場、学校等の日常生活上の問題

四 対人関係に関する問題

五 その他市長が必要と認めるもの

3 カウンセリングの時間は、一回につき六十分とし、回数は、一の犯罪被害につき申請日から起算して三年以内に六回までとする。

(カウンセリングの対象者)

第十条 カウンセリングを受けることができる犯罪被害者等は、第十五条に規定する申請の時点において市民である者とする。

2 前項の対象者のうち、精神科等の医師による治療を受けている者にあつては、カウンセリングの利用について主治医の了解を得るものとする。
(家事支援の提供)

第十一条 市長は、条例第十条の規定により、犯罪被害により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、家事支援としてホームヘルプサービスを提供するものとする。

2 ホームヘルプサービスの内容は、調理、衣類の洗濯、住宅の掃除及び整理整頓並びに生活必需品の買い物等の家事、病院等への通院の介助その他市長が必要と認めるものとする。

3 ホームヘルプサービスの時間は、一日につき三時間とし、日数は、一の犯罪被害につき申請日から起算して一年以内に九十三日までとする。
(家事支援の提供の対象者)

第十二条 家事支援の提供を受けることができる犯罪被害者等は、第十五条に規定する申請の時点において市民であつて、犯罪被害者が犯罪被害により死亡し、又は傷病を負つたことにより家事に支障が生じていると市長が認める者とする。

(一時保育費用の助成)

第十三条 市長は、条例第十条の規定により、犯罪被害により就学前の子を家庭で保育することが困難となった犯罪被害者等が、その監護する児童のために一時保育を利用したときに、その費用の一部を助成するものとする。

2 一時保育費用の助成は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十二の規定による届出を行っている保育施設又は事業

所を利用した場合に限る。

3 一時保育費用の助成の額は、一日につき三千円を限度とし、助成の回数は、一の犯罪被害につき十回までとする。

(一時保育費用の助成対象者)

第十四条 一時保育費用の助成を受けることができる犯罪被害者等は、第十五条に規定する申請の時点において市民であつて、犯罪被害者が犯罪被害により死亡し、又は傷病を負つたことにより監護する就学前の子の保育が困難となつた者とする。

(日常生活支援の申請)

第十五条 カウンセリング、家事支援又は一時保育費用の助成(以下「日常生活支援」という。)を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、箕面市犯罪被害者等支援申請書(様式第一号)に犯罪被害に関する申立書(様式第二号)、一時保育費用を支払つたことを証する領収書の写し等(一時保育費用の助成を受けようとする者に限る。)及び次の各号に掲げる申請者の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

一 犯罪被害者 次に掲げる書類

イ 第六条第一項第二号に掲げる書類

ロ 犯罪被害者が受けた犯罪被害の内容を確認することができる書類(カウンセリングを受けようとする場合であつて、犯罪被害により傷病以外の被害を受けたときに限る。)

二 遺族又は家族 次に掲げる書類

イ 犯罪被害者の住民票の写しその他の当該犯罪等が行われた時に市民であつたことを証する書類

ロ 遺族にあつては、犯罪被害者の死亡診断書の写しその他の死亡の

事実及び死亡の年月日を証する書類

ハ カウンセリングを受けようとする家族（犯罪被害により傷病以外の被害を受けた犯罪被害者の家族に限る。）にあつては、犯罪被害者が受けた犯罪被害の内容を確認することができる書類

ニ ハの家族以外の家族にあつては、犯罪被害者の傷病の状態を確認することができる書類

ホ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

ヘ 申請者が、婚姻又は養子縁組の届出をしていないが犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

ト その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該犯罪被害による死亡の日又は傷病が発生した日から一年（カウンセリングにあつては、当該犯罪被害を受けた日から三年）を経過したときは、することができない。ただし、申請期間内に申請しなかったことについて、当該犯罪等の加害者により身体的自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由があるとき市長が認めるときは、この限りでない。

（日常生活支援の決定）

第十六条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに日常生活支援の可否を決定し、箕面市犯罪被害者等支援審査結果通知書（様式第三号）により申請者に通知するものとする。

（一時保育費用の助成金の支給）

第十七条 市長は、前条の規定により一時保育費用の助成を決定したときは、箕面市犯罪被害者等支援審査結果通知書を送付した日から三十日以

内に助成金を支給するものとする。

第四章 居住の安定に向けた支援

(転居費用の助成)

第十八条 市長は、条例第十一条の規定により、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等が新たな住居へ転居したときは、その費用の一部を助成するものとする。

2 転居費用の助成の対象となる費用は、次に掲げるものとする。

一 転居に係る運送費用並びに荷造り及び不用品の廃棄の費用
二 新たな住居に入居する際に要する費用（賃貸借契約の解約時に返還されることとなる額を除く。）

三 その他市長が転居のために必要と認めるもの

3 前項第一号及び第二号の費用は、引越事業者、不動産事業者その他事業者に支払ったものに限る。

4 転居費用の助成の額は、一回二十万円を限度とし、助成の回数は、一の犯罪被害につき一回とする。

(転居費用の助成対象者)

第十九条 転居費用の助成を受けることができる犯罪被害者等は、第二十条に規定する申請の時点において市民であって、次の各号いずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める者はこの限りでない。

一 次のイからニまでのいずれかに該当する者

イ 従前の住居又はその付近において犯罪等が行われたため精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者

ロ 犯罪等により住居が滅失し、又は著しく損壊したため居住することができなくなった者

ハ 犯罪等により二次被害又は再被害を受けた又は受ける恐れのある者

ニ 犯罪等による傷病若しくは後遺障害又は犯罪被害者の死亡等により、自宅における従来の生活を維持することが困難になった者

二 次のイ又はロのいずれかに該当する者

イ 犯罪等により傷病を負った犯罪被害者

ロ 遺族であつて、犯罪等が発生したときに犯罪被害者と同居していたもの

(家賃等の助成)

第二十条 市長は、条例第十一条の規定により、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等が賃貸住宅に転居したときは、新たに入居する住宅の家賃等(家賃に共益費等が含まれている場合は、当該共益費等を含む。以下同じ。)の一部を助成するものとする。

2 家賃等の助成の額は、一月につき生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十四条の住宅扶助の基準以内の額とし、一の犯罪被害につき六月までとする。

3 転居費用の助成を受けた場合であつて、当該転居費用に日割り家賃その他の家賃等に相当する費用が含まれているときは、前項の家賃等の助成の額から当該費用を控除する。

(家賃等の助成対象者)

第二十一条 家賃等の助成を受けることができる犯罪被害者等は、第十九条に該当する者とする。

(居住の安定に向けた支援の申請)

第二十二条 転居費用又は家賃等の助成を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、箕面市犯罪被害者等支援申

請書（様式第一号）に犯罪被害に関する申立書（様式第二号）及び次の各号に掲げる申請者の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

一 犯罪被害者 次に掲げる書類

イ 第六条第一項第二号に掲げる書類

ロ 転居費用の助成を受けようとする場合にあつては、転居に要した費用の額を証する書類

ハ 家賃等の助成を受けようとする場合にあつては、新たに入居する住宅の賃貸借契約書の写し

二 遺族 次に掲げる書類

イ 第六条第一項第一号に掲げる書類

ロ 転居費用の助成を受けようとする場合にあつては、転居に要した費用の額を証する書類

ハ 家賃等の助成を受けようとする場合にあつては、新たに入居する住宅の賃貸借契約書の写し

2 前項の規定による申請は、当該犯罪被害による死亡の日又は傷病が発生した日から一年を経過したときは、することができない。ただし、申請期間内に申請しなかったことについて、当該犯罪等の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由があるとき市長が認めるときは、この限りでない。

（居住の安定に向けた支援の決定）

第二十三条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに転居費用又は家賃等の助成の可否を決定し、箕面市犯罪被害者等支援審査結果通知書（様式第三号）により申請者に通知するものとする。

(転居費用又は家賃等の助成金の支給)

第二十四条 市長は、前条の規定により助成を決定したときは、箕面市犯罪被害者等支援審査結果通知書を送付した日から三十日以内に助成金を支給するものとする。

第五章 雑則

(添付書類の省略)

第二十五条 市長は、箕面市犯罪被害者等支援申請書(様式第一号)に添えて提出する書類により証明すべき事実を申請者(第六条、第十五条及び第二十二条の申請者のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。)の同意(申請者が家族の場合にあつては、当該申請者及び犯罪被害者の同意。以下第二十六条において同じ。)を得て公簿等によつて確認することができるときは、当該添付書類の提出を省略させることができる。

(調査)

第二十六条 市長は、第七条、第十六条及び第二十三条の規定による決定を行うために必要があると認めるときは、申請者の同意を得て、関係機関等に対し、犯罪等の被害に関する情報、犯罪被害者との続柄又は居住の実態その他必要な事項を調査することができる。

(支援の制限)

第二十七条 第四条、第十条、第十二条、第十四条、第十九条及び第二十一条の対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業を行わない。

- 一 犯罪被害者(支援事業を受けることができる者であつて、当該犯罪等が行われた時点で十八歳以上であつた者に限る。)又はその遺族若しくは家族(当該犯罪等が行われた時点で十八歳以上であつた者に限る。)と加害者との間に親族関係(婚姻又は養子縁組の届出をしてい

ないが、事実上婚姻関係又は養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がある場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合については、この限りでない。

二 申請者（申請者が遺族又は家族の場合にあつては、当該申請者及び犯罪被害者）が次に掲げる行為を行った場合その他の犯罪被害につき当該申請者にもその責めに帰すべき行為があつた場合

イ 当該犯罪等を教唆し、又はほう助する行為

ロ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪等を誘発する行為

ハ その他当該犯罪等に関連する著しく不正な行為

三 申請者が箕面市暴力団排除条例（平成二十六年箕面市条例第四十四号）第二条第二号に規定する暴力団員又は同条第三号に規定する暴力団密接関係者に該当する者であつた場合

四 前三号に掲げる場合のほか、犯罪被害者が当該犯罪等を容認していた場合その他遺族又は家族と加害者との関係その他の事情から判断して見舞金等の支援をすることが社会通念上適切でないと認められる場合

五 重大な過失があると市長が認めた場合

六 前各号に類する行為で特に市長が不相当と認めた場合
（支給等決定の取消し）

第二十八条 市長は、見舞金の支給、日常生活支援又は居住の安定に向けた支援（以下「支給等」という。）の決定を受けた者（以下「支給等決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給等の決定を取り消すことができる。

一 支給等決定者が支給等を受ける資格がないと判明した場合

二 偽りその他不正の手段により当該支給等の決定を受けたと市長が認められた場合

2 市長は、前項の規定により支給等の決定を取り消したときは、箕面市犯罪被害者等支援決定取消通知書（様式第四号）により支給等決定者に通知するものとする。

（支給等の返還）

第二十九条 市長は、前条の規定により支給等の決定を取り消した場合において、既に支給等を行っているときは、当該見舞金若しくは助成金の返還又はカウンセリングの実施若しくは家事支援の提供に要した費用の請求を求めるものとする。

2 市長は、家賃等の助成決定者が再転居等により、転居した住宅の家賃等の助成が不要となった場合において、既に家賃等を助成しているときは、当該助成金のうち不要となった額を返還させるものとする。

（委任）

第三十条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和五年四月一日から施行し、同日前に発生した犯罪等に係る犯罪被害者等の支援については、なお従前の例による。